

四日市市消防本部訓令第1号

四日市市救急業務実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月25日

四日市市消防長 後藤 善博

四日市市救急業務実施規程の一部を改正する規程

四日市市救急業務実施規程（昭和57年四日市市消防本部訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（救急業務計画）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>（救急搬送証明）</p> <p>第31条 署長は、傷病者及び関係者から救急事故による搬送証明の願出があった場合は、事故の事実を確認のうえ<u>証明書</u>を発行するものとする。</p> <p>2 （削除）</p>	<p>（<u>集団</u>救急業務計画）</p> <p>第28条 （略）</p> <p>（救急搬送証明）</p> <p>第31条 署長は、傷病者及び関係者から救急事故による搬送証明の願出があった場合は、事故の事実を確認のうえ<u>救急搬送証明書（第8号様式）</u>を発行するものとする。</p> <p>2 署長は、救急搬送証明書を発行したときは、救急搬送証明交付簿（第9号様式）に記載するものとする。</p>

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。